

## 外出自粛要請等の影響があった場合における居宅介護等のサービスに要する費用の額の算定について

令和2年4月14日（事務連絡）

芦屋市福祉部障がい福祉課

今般、厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第4報）」が令和2年4月9日に発出されていますが、その中で、外出自粛要請時等の影響があった場合における居宅介護等のサービスに要する費用の額の算定について、臨時的な取扱いが示されていますので、芦屋市においても以下のとおり取扱います。

### 1 外出自粛要請等の影響により家事援助等の時間が超過した場合の単位数の算定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」の「第2の2（1）①居宅介護サービス費の算定について」において、指定居宅介護等を行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、当該居宅介護計画に基づいて行われるべき指定居宅介護等に要する時間に基づき算定されることに留意する必要があります。」とされていますが、例えば外出自粛要請等の影響により、週末前の買い物において混雑により時間を要し、実際の家事援助の時間が30分を大きく超えた場合、実際に要した時間の単位数の算定が可能となります。

また、重度訪問介護、同行援護及び行動援護において、利用者の買い物に同行して支援を行う場合についても同様とします。

### 2 感染リスク軽減のため居宅介護等の提供時間が短時間となった場合の算定について

新型コロナウイルスの感染が疑われる者への居宅介護、同行援護及び行動援護を提供するにあたり、利用者・家族及びヘルパーへの感染リスクを下げるため訪問時間を可能な限り短くする工夫を行った場合（個別支援計画等に定められた内容のうち、障がいのある人等の地域生活を支援するために必要となる最低限のサービス提供を行った場合に限る）、サービスの提供時間が20分未満となった場合であっても「30分未満」の報酬を算定することとして差し支えありません。

重度訪問介護についても同様の場合においては、1事業者における1日の利用が3時間未満であっても報酬請求は可能であり、また、サービス提供が40分未満となった場合であっても「1時間未満」の報酬を算定することとして差し支えありません。

### 3 報酬の算定にあたっての条件について

上記1及び2の算定にあたっては以下の条件が必要となりますのでご注意ください。

- ①実際に要した時間の単位数を算定する旨を利用者に説明し同意が得られること
- ②相談支援専門員とサービス提供責任者が必要な連携を図ること
- ③市が必要と認めること

※1の場合、居宅介護計画は事前・事後に関わらず、適宜必要な変更を行ってください。

## 4 その他

- (1) 本取扱いについては、本事務連絡発出日以降の暫定的な対応とします。
- (2) 本取扱いの対象者は、芦屋市役所で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。
- (3) 今回お示ししている内容については、あくまでも新型コロナウイルスへの対応のための臨時的な取扱いですのでご注意ください。